

低温用圧延鋼材の加工及び溶接施工に関する管理基準に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 M 編

改正事項

低温用圧延鋼材の加工及び溶接施工に関する管理基準に関する事項

改正理由

鋼船規則検査要領 M 編 2 章には、船体用圧延鋼材の加工及び溶接施工等におけるショートビード、予熱施工及び線状加熱加工に関する管理基準を規定している。

近年、主に液化ガスばら積船に対し、低温用圧延鋼材の適用増加が見込まれることから、日本鋼船工作法精度基準（JSQS）に規定される低温用圧延鋼材の溶接に関する管理基準を参考に、関連規定を改めた。

改正内容

ニッケル鋼を除く低温用圧延鋼材に対する、ショートビード、予熱施工及び線状加熱加工に関する管理基準を規定した。